

愛知県企業庁では、東日本大震災により被災された企業を支援いたします。

被災企業等が平成24年度末までに愛知県企業庁と用地の賃貸（リース）契約を締結し、事業を実施される場合、当初3年間賃貸料を無償とします。

区 分	内 容	
対象企業 (被災企業等)	東日本大震災又はその間接的影響により、被災地域等（*）での事業活動に支障をきたす又はその恐れがあるため、事業所又は事業の一部を県内に移転する企業等 *東日本大震災の発生に伴う「災害救助法」の適用地域若しくは東北電力㈱又は東京電力㈱の電力供給地域	
対象地区	内陸用地	新城南部、豊橋石巻西川、額田南部、豊橋若松
	臨海用地	御津2区、田原1区、田原1区（ふ頭）、衣浦14号地
	中部臨空都市	空港島、空港対岸部
リース制度概要	年額賃料は分譲価格の3%＋公租公課となります。 借地権の種類は事業用借地権で借地期間は10～20年です。	
支援内容	土地の引渡しから <u>3年間</u> 、公租公課を除く <u>賃貸料を無償</u> とします。	

※制度の詳細は下記にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

愛知県企業庁企業立地部 企業誘致課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県自治センター12階

TEL 052-954-6691(内陸・臨海用地) 052-954-6692・6693(中部臨空都市)

FAX 052-954-7004

インターネット <http://www.pref.aichi.jp/youchi/>

E-mail kigyoyuuchi@pref.aichi.lg.jp

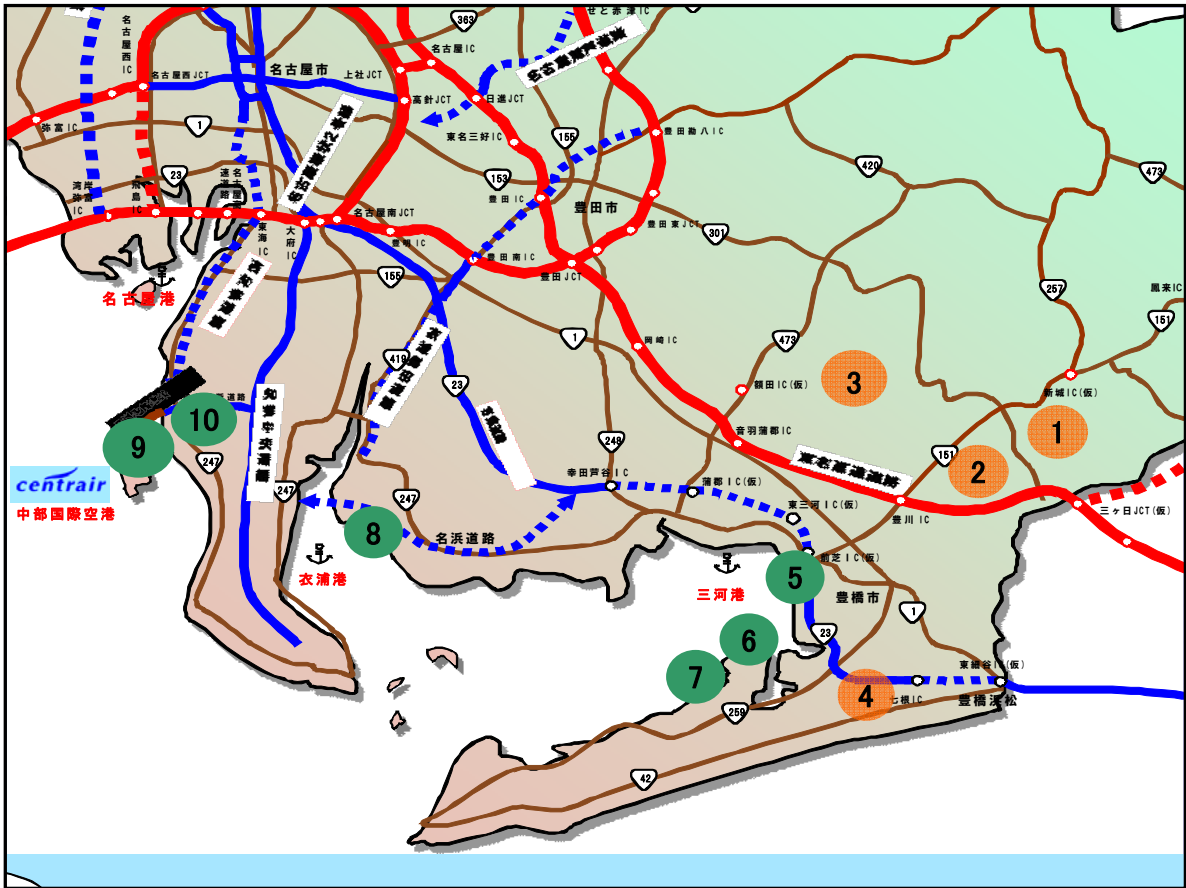
産業立地サポートステーション・愛知（愛知県東京事務所）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階

愛知県東京事務所産業誘致課内

TEL 03-5212-9972 FAX 03-5212-9095

被災企業等受入れ支援策 適用地区 位置図



地区名	分譲中面積	アクセス
①新城南部	16.4ha	新東名高速道路（H26年度完成予定）新城IC（仮）から約8.5km（車で12分）
②豊橋石巻西川	1.3ha	東名高速道路豊川ICから約6.5km（車で10分）
③額田南部	8.6ha	東名高速道路音羽蒲郡ICから約10km（車で15分）
④豊橋若松	1.0ha	三河港神野地区から約5km
⑤御津2区	28.8ha	東名高速道路豊川ICから約11km（車で25分）
⑥田原1区	75.0ha	三河港神野地区から約10km
⑦田原1区（ふ頭）	2.2ha	三河港神野地区から約10km
⑧衣浦14号地	6.1ha	知多半島道路半田中央ICから約15km（車で20分）
⑨空港島	16.6ha	中部国際空港に隣接
⑩空港対岸部	13.2ha	中部国際空港に近接
合計	169.2ha	注：分譲中面積は、平成23年8月1日現在